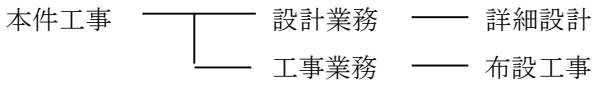
詳細設計付工事発注方式による管路布設工事に関する試行要領

（工事の目的）

第１条　本件工事は水道管路を開削工法で布設するもので、詳細設計付工事発注方式にて実施することにより、工期の短縮や事務処理の効率化等を検証するため試行として実施するものとする。



（本件工事の制度概要）

第２条　本件工事は、工事のために必要な詳細設計を布設工事と一括して発注する詳細設計付工事発注方式であり、概要は表１のとおりとする。

表１　本件工事の制度概要

項　目	内　　容		
	標準型		共同体型
工事概要	DIPφ600㎜以下、開削工法（ただし、施工条件によって、DIPφ700㎜以上も可）		同左
工事規模	設計金額1,000万円以上３億円未満、 工期２年以下		設計金額３億円以上６億円未満、 工期３年以下
発注方式	詳細設計付工事発注方式		同左
請負者の形態	建設企業（水道（土木）工事業者）		設計工事共同体
	詳細設計	自社又は下請け設計企業（コンサルタント）	設計企業（コンサルタント）
	布設工事	自社及び下請け	建設企業（水道（土木）工事業者）
入札方式	総合評価落札方式（特別簡易型）土木型 又は一般競争入札（価格競争）		総合評価落札方式（特別簡易型） 管路DB型
積算業務	請負者（設計に積算含む）		同左

（本件工事の内容）

第３条　本件工事の内容は表２のとおりとし、土木工事標準仕様書【追録】水道工事編、業務委託標準仕様書【水道編】、設計基準（水道編）等に基づき実施するものとする。

表２　本件工事の内容

区分		名　称	内　容
設計業務	詳細設計	測量業務	管路詳細設計業務に必要な測量
		地質調査業務	管路詳細設計業務に必要な地質調査
		管路詳細設計業務	各調査結果に基づく対象管路の現地調査（現地踏査、地下埋設物及び支障物件等の調査）、設計計画、各種計算、図面作成、数量計算、審査、報告書作成 関係機関（道路、河川管理者及び占用者等）との協議及び申請等に必要となる資料の作成
		積算資料作成業務	管路詳細設計業務の成果品に基づく、愛知県企業庁の積算システムによる設計書等の作成
工事業務	布設工事	試掘調査	管路詳細設計業務に必要な試掘調査
		工事施工	地元・関係者等への説明や工事目的物の出来形管理・品質管理、施工における安全管理、工事の進捗管理など、対象管路の工事及び工事現場監理全般

（本件工事の設計書の種類）

第４条　本件工事の設計書は３部構成となっており、内訳は次のとおりである。なお、積算にあたっては、積算基準及び歩掛表（水道編）に準拠するものとする。

①「本件工事」の設計書（工事名に「詳細設計付工事発注方式」と記載）
　本件工事の設計書は、下記②の「業務価格（税抜き）」と下記③の「工事価格（税抜き）」を諸経費対象外で直接工事費に積み上げで算出した工事価格（税抜き）に、消費税率を乗じて得た額を加算して積算した設計書

②「詳細設計分」の設計書（業務名に「内、詳細設計分」と記載）
　①の設計書の内、詳細設計分を積算した設計書

③「布設工事分」の設計書（工事名に「内、布設工事分」と記載）
　①の設計書の内、工事分を積算した設計書

（布設工事分の設計書）

第５条　本件工事の設計書の内、当初設計の布設工事分の設計書は、参考で明示した平面図、標準断面図等により算出した概算数量で積算した設計書（概算数量設計）で、本件工事の詳細設計で作成する成果物（設計書、数量計算書及び図面等）に基づき設計変更を行うものとする。なお、本設計書に設計済み工事（詳細数量設計）が含まれている場合は当該部分を除くものとする。

　また、請負者が担うことになる詳細設計に係る管理、調整等に係る業務に対して設計監理費を予め計上するものとする。

（工事費内訳書）

第６条　本件工事の入札における工事費内訳書は、第４条の設計書の種類に対応した「工事費内訳書（詳細設計付工事発注方式)」を用いるものとする。

（基準価格等）

第７条　本件工事の入札における基準価格等は表３のとおり算定するものとする。

　なお、表中の「別添」とは「詳細設計付工事発注方式に係る基準価格、失格判断基準及び最低制限価格の算定式」を指すものとする。

表３　基準価格等の算定

項目	算定方法	備考
基準価格	詳細設計と布設工事各々で算定した基準価格の合計	算定式は別添参照（入札価格が基準価格を下回った場合、第２条の標準型の場合は工事を適用し、共同体型は工事及び建設コンサルタント等業務を適用し低入札調査を実施）
失格判断基準	詳細設計と布設工事各々で失格判断基準を算定	算定式は別添参照
最低制限価格	基準価格の算定方法と同じ	同上

（本件工事の流れ）

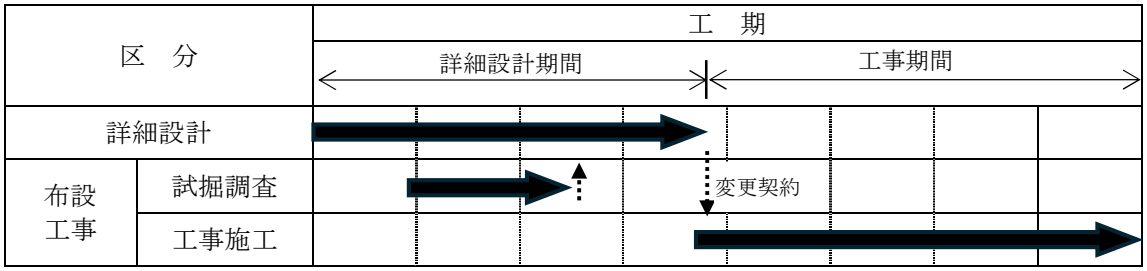
第８条　本件工事の流れは次のとおりとする。なお、請負者は、本件工事の全延長における詳細設計を実施した後に工事施工に着手しなければならない。なお、本件工事に設計済み工事（詳細設計数量）が計上してある場合は、①の期間において設計済み工事を実施するものとする。

①契約締結後、詳細設計（測量、地質調査、管路詳細設計及び積算資料作成の各業務）を行う。また、管路詳細設計に必要な試掘調査を行い、詳細設計に反映する。

②請負者は、詳細設計で作成する設計書等の成果物について発注者の承諾を得るものとし、発注者及び請負者は承諾された設計書等に基づき変更契約を締結する。

③変更契約締結後、工事施工に着手する。なお、工事施工着手後に現場条件の変化等により設計変更となる場合は、都度協議を行う。

〈工事の流れ（例）〉



（請負者の体制）

第９条　標準型において、請負者は布設工事を実施するとともに、詳細設計は自社で実施又は建設コンサルタントへ委託することができるものとする。詳細設計を委託する場合において、請負者は契約締結後５日以内に、詳細設計を委託する者（以下、「設計受託者」という。）を設計受託者下請負通知（様式１）により発注者に通知するものとする。

２　共同体型においては、請負者は別紙「愛知県企業庁設計工事共同体取扱要領」に基づき、設計企業及び建設企業で構成する設計工事共同体により、各業務を分担して実施し、本件工事を遂行するものとする。

（現場代理人、技術者の配置）

第10条　請負者は布設工事の実施にあたって、愛知県企業庁公共工事契約請負約款第11条(現場代理人及び主任技術者等)に基づき、現場代理人及び主任（監理）技術者を配置するものとする。

２　現場代理人は、詳細設計期間における常駐は要しないものとし、その運用については標準仕様書のとおりとする。なお、標準型においては工期を通じて詳細設計及び布設工事を総合的に調整・管理を行うものとする。

３　主任（監理）技術者は、詳細設計期間（試掘調査期間は除く）は非専任とすることができる。

４　現場代理人及び主任（監理）技術者は、詳細設計期間と工事期間で交代することができるものとする。

５　請負者は、詳細設計の実施にあたって、標準型においては請負者又は前条に規定する設計受託者が、共同体型においては請負者が、管理技術者及び照査技術者その他必要な技術者を配置するものとする。

（変更契約）

第11条　本件工事の変更契約金額は、次のとおり算出したものに、消費税を乗じて得た額を加算した額とする。なお、変更工事価格（税抜き）及び変更契約金額（税抜き）は、当初設計時の端数処理を原則継承するものとする。

$$\text{変更契約金額（税抜き）} = \text{変更工事価格（税抜き）}^{※} \times \frac{\text{当初契約工事価格（税抜き）}}{\text{当初工事価格（税抜き）}}$$

※　変更工事価格（税抜き）は、本件工事の変更工事価格（税抜き）であり、当初設計（概算工事費）を詳細設計の成果等を基に変更した金額

（工事・業務実績情報）

第12条　本件工事は、工事実績情報（コリンズ）の登録対象とし、業務実績情報（テクリス）については、標準型は登録対象外、共同体型は登録対象とする。

２　標準型において、設計受託者が詳細設計を実施した場合、発注者は工事目的物の引き渡し後、速やかに請負者及び設計受託者に対して、詳細設計実績証明書（様式２）を発行するものとする。

（完了検査）

第13条　本件工事の完了検査は、完了通知を受理した日から起算して１４日以内に行うものとする。

２　本件工事の成績評定は、標準型では建設工事として、共同体型では布設工事は建設工事として、詳細設計は委託業務として実施する。

（その他）

第14条　この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、発注者が必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要領は令和６年１１月　７日から施行する。

この要領は令和８年　５月１８日から施行する。

この要領は令和８年１０月３０日から施行する。

様式１

設 計 受 託 者 下 請 負 通 知

年　月　日

愛知県公営企業管理者
企　業　庁　長　殿
（　　長）

契約者　住　所
　　氏　名
〔名称及び
代表者氏名〕

下記のとおり詳細設計を下請負させます。

記

１．工　事　名

２．路線等の名称
（地　区）

３．工事場所

４．契約締結年月日　　年　　月　　日

５．請負代金額　金　　円

６．工　期　着　手　　年　　月　　日

　　完　了　　年　　月　　日

７．下請負の内容

別紙のとおり

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙（様式1）

会社名 代表者名 住所	
下請負予定額 （税抜）	円
業務内容	

会社名 代表者名 住所	
下請負予定額 （税抜）	円
業務内容	

会社名 代表者名 住所	
下請負予定額 （税抜）	円
業務内容	

様式２

詳細設計実績証明書

令和　　年　　月　　日

元請業者名
代表者氏名
様

（下請業者名
代表者氏名）

愛知県公営企業管理者企業庁長　印
（　　所長）

下記の詳細設計付工事発注方式による管路布設工事について、詳細設計を実施したことを証明します。

工事名	
工事場所	
工期	
請負代金額（税込）	
工事概要	
会社名	工事[元請] 詳細設計[下請]
配置技術者	別紙、配置技術者一覧表
引き渡し年月日	年　月　日

別紙（様式２）

配置技術者一覧表

管理技術者	会社名・住所	
	氏名	
	生年月日	
照査技術者	会社名・住所	
	氏名	
	生年月日	
調査主任技術者（測量）	会社名・住所	
	氏名	
	生年月日	
調査主任技術者（地質調査）	会社名・住所	
	氏名	
	生年月日	
調査現場代理人（測量）	会社名・住所	
	氏名	
	生年月日	
調査現場代理人（地質調査）	会社名・住所	
	氏名	
	生年月日	

別添

詳細設計付工事発注方式に係る基準価格、失格判断基準及び最低制限価格の算定式

※詳細設計付工事発注方式の予定価格（税込）＝{「詳細設計分の設計書」の業務価格（税抜き）
＋「布設工事分の設計書」の工事価格（税抜き）}×１．１０

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>詳細設計分の設計書
（愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領の
建設コンサルタント等業務を適用）</th><th>布設工事分の設計書
（愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領の
工事の内、一般土木工事等を適用）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">低入札価格調査制度</td><td>対象</td><td colspan="2">予定価格3億円以上の全工事</td></tr>
<tr><td rowspan="2">調査基準価格</td><td colspan="2">詳細設計及び布設工事を各々で、以下のとおり算定した額の合計</td></tr>
<tr><td>詳細設計分の調査基準価格は、業務ごとに下表の①から④までの合計額に100分の110を乗じて得た額
複数業種にまたがる業務については、各業種ごとの①から④までの合計額の総和[※1]に100分の110を乗じて得た額
【調査基準価格＝（①＋②＋③＋④）×１．１０】

ただし、上記算定式で算出した額が{「詳細設計分の設計書」の業務価格（税抜き）×１．１０}の9.2／10を超える場合は9.2／10に相当する額、 また、7.5／10を下回る場合は7.5／10に相当する額[※2]
<table>
<tr><th>業種区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th></tr>
<tr><td>測量業務</td><td>直接測量費</td><td>諸経費×6.0/10</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>土木関係の建設コンサルタント業務</td><td>直接原価</td><td>その他原価×9/10</td><td>一般管理費等×7.0/10</td><td></td></tr>
<tr><td>地質調査業務</td><td>直接調査費</td><td>間接調査費×9/10</td><td>地質調査業務費（解析）×8/10</td><td>諸経費（一般）×5.0/10</td></tr>
</table>
</td><td>布設工事分の調査基準価格は、以下のとおり
（直接工事費×97%＋共通仮設費×90% ＋現場管理費×90%＋一般管理費等×68%）×1.10 【※1】

ただし、上記算定式で算出した額が{「布設工事分の設計書」の工事価格（税抜き）×１．１０}の9.2/10を超える場合は9.2/10に相当する額、また7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額[※2]</td></tr>
<tr><td>失格判断基準</td><td>詳細設計分の失格判断基準は、業務ごとに下表の①から④までの合計額に100分の110を乗じて得た額
複数業種にまたがる業務については、各業種ごとの①から④までの合計額の総和に100分の110を乗じて得た額を失格判断基準とします。
【失格判断基準＝（①＋②＋③＋④）×１．１０）】
<table>
<tr><th>業種区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th></tr>
<tr><td>測量業務</td><td>直接測量費</td><td>諸経費×5.0/10</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>土木関係の建設コンサルタント業務</td><td>直接原価</td><td>その他原価×9/10</td><td>一般管理費等×5.0/10</td><td></td></tr>
<tr><td>地質調査業務</td><td>直接調査費</td><td>間接調査費×9/10</td><td>地質調査業務費（解析）×8/10</td><td>諸経費（一般）×5.0/10</td></tr>
</table>
★ 税込みの入札価格（内、詳細設計分（税抜き）×１．１０）が失格判断基準未満であった場合は失格となります。</td><td>布設工事分の失格判断基準は、「布設工事分の設計書」の工事価格（税抜き）の積算内訳に対し、以下のいずれかに該当することとなった場合には。その者の入札は失格とする。
<table>
<tr><th>入札価格（税抜き）の布設工事分積算内訳</th><th></th><th>「布設工事分の設計書」の工事価格（税抜き）の積算内訳</th></tr>
<tr><td>直接工事費の額</td><td>＜</td><td>直接工事費×90%の額</td></tr>
<tr><td>共通仮設費の額</td><td>＜</td><td>共通仮設費×80%の額</td></tr>
<tr><td>現場管理費の額</td><td>＜</td><td>現場管理費×80%の額</td></tr>
<tr><td>一般管理費等の額</td><td>＜</td><td>一般管理費等×30%の額</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td rowspan="3">最低制限価格制度</td><td>対象</td><td colspan="2">競争入札に付す予定価格3億円未満の全工事
（ただし総合評価落札方式を適用するものは低入札価格調査制度の対象とする。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">最低制限価格</td><td colspan="2">詳細設計及び布設工事を各々で、以下のとおり算定した価格の合計
（★税込みの入札価格が最低制限価格未満であった場合は失格となります）</td></tr>
<tr><td>算定方法は、基準価格と同じ</td><td>算定方法は、基準価格と同じ</td></tr>
</table>

【要点】
調査基準価格及び最低制限価格は、詳細設計及び布設工事の各々で算定した価格の合計金額です。
失格判断基準は、各々の基準を一つでも下回れば失格となります。

※1 詳細設計及び布設工事の調査基準価格（税抜き）に、1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。
最低制限価格及び失格判断基準も同様です。

※2 9.2/10に相当する額は、「詳細設計分の設計書」の業務価格（税抜き）に9.2/10を乗じ、1万円未満の端数を切り捨ててから1.10を乗じた額とします。「布設工事分の設計書」についても同様です。

また、7.5/10に相当する額は、「詳細設計分の設計書」の業務価格（税抜き）に7.5/10を乗じ、1万円未満の端数を切り上げてから1.10を乗じた額とします。「布設工事分の設計書」についても同様です。

（別紙）

愛知県企業庁設計工事共同体取扱要領

第１章　総　　則

（趣旨）

第１条　この要領は、愛知県企業庁が発注する詳細設計付工事発注方式による送水管等布設工事に際して、技術力の結集等により効果的な業務実施ができると認められる場合に結成する設計工事共同体に関し、その適正な範囲と活用について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）設計工事共同体

詳細設計付工事発注方式による送水管等布設工事の施工に際して、設計業務を担当する企業及び工事業務を担当する企業の技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模、性格等に照らし、共同体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成する共同体をいう。

（２）工事業務

布設工事等の建設工事をいう。

（３）設計業務

詳細設計、測量及び地質調査等の設計･測量･建設コンサルタント等業務をいう。

第２章　設計工事共同体

（対象工事）

第３条　設計工事共同体（以下、この章において「共同体」という。）に対して発注する工事は、送水管等布設工事であって工事の規模、性格等に照らし共同体による施工が必要と認められる工事で企業庁長が定めるものとする。

（共同体の募集）

第４条　共同体の募集は、次に掲げる事項を次条に規定する申請書の提出期限まで企業庁総務課及び各出先機関の所定の場所に掲示して行う。

（１）対象となる工事

（２）共同体の構成員の資格

（３）共同体の結成に関する事項

（４）入札参加資格審査申請の方法

（５）その他必要な事項

（入札参加資格審査申請）

第５条　入札参加資格の審査を受けようとする共同体は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第１）、共同体の結成、運営等についての協定書（様式第２）及び共同体の入札、見積、契約締結等の権限についての委任状（様式第３）を企業庁長に提出しなければならない。

（１）共同体の名称

（２）共同体の構成員の商号又は名称、所在地及び代表者の職氏名

（３）対象工事名及び工事場所
２　企業庁長は、前項に規定するもののほか、申請書に必要と認める事項を記載させ、又は書面を添付させることができる。

（構成員の資格）
第６条　共同体の工事業務を担当する構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。
（１）企業庁における入札参加資格を有し、かつ、現に愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
（２）「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県企業庁が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと
（３）当該工事と同種の工事について、元請業者として一定の実績を有すること
（４）当該工事に対応する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
（５）当該工事に対応する業種について、愛知県企業庁競争入札参加資格者の登録及び格付要領第６条の総合点数が一定の数値以上であること。なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定に該当するものについては、建設業法第２７条の２９第１項に定める総合評定値が一定の数値以上であること。
（６）経常建設共同企業体でないこと。
（７）当該工事において、他の共同体の構成員でないこと
２　外国建設業者（平成６年６月８日付け建設省告示第１４６１号の附則の２に定めるものをいう。）については、前項第４号の「監理技術者又は国家資格を有する主任技術者」を「監理技術者又は国家資格を有する主任技術者及びこれらの者と同等以上の潜在能力があると国土交通大臣が認定した者」に読み替える。
３　共同体の設計業務を担当する構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。
（１）企業庁における入札参加資格を有し、かつ、現に愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
（２）「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県企業庁が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
（３）当該工事における設計業務と同種の業務について、元請業者として一定の実績を有すること
（４）当該工事に対応する業務の業種について、愛知県企業庁競争入札参加資格者の登録及び格付要領第６条の総合点数が一定の数値以上であること。
（５）経常設計共同体でないこと。
（６）当該工事において、他の共同体の構成員でないこと
４　第１項第３号及び第３項第３号の一定の実績並びに第１項第５号及び第３項第４号の一定の数値は、発注する工事ごとに企業庁長が定める。
５　企業庁長は、第１項及び第３項に規定するもののほか、工事の規模、性格等に照らし必要と認めたときは、別に要件を定めることができる。

（共同体の結成）
第７条　共同体は、各業務に対応する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務の選定基準（愛知県企業庁工事請負業者選定要領第４条）に基づき選定した者の任意結成とする。
２　共同体の代表者となる構成員は、工事業務を担当する者でなければならない。

（入札参加資格者等の決定）

第８条　共同体の構成員の資格及び結成に関する事項並びに共同体の入札参加資格の有無は、愛知県企業庁指名審査会に諮り、企業庁長が決定する。

（調査指導）

第９条　企業庁長は、共同体の適正な運営を確保するため、必要に応じて工事の施工体制及び運営状況について、調査し、指導するものとする。

様式第１

設計工事共同体入札参加資格審査申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

愛知県公営企業管理者
企業庁長　　殿

（ふりがな） 共同体の名称		〇〇設計工事共同体
代表構成員	住所 商号又は名称 代表者職氏名	
その他の構成員	住所 商号又は名称 代表者職氏名	

次の工事の入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加資格審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

工　事　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第２

○○○○設計工事共同体協定書

（目的）
第１条　当設計工事共同体は、○○○○工事（詳細設計付工事発注方式）（以下「当該工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）
第２条　当設計工事共同体は、○○○○設計工事共同体（以下「当共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）
第３条　当共同体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）
第４条　当共同体は、○○年○○月○○日に成立し、その存続期間は入札の結果落札した場合は、当該工事が完了し、この共同体の清算が行われるまでとし、その他の場合は当該工事の入札終了時までとする。

（構成員の住所及び名称）
第５条　当共同体の構成員は、次のとおりとする。
　　○○県○○市○○町○○番地
　　　○○株式会社
　　○○県○○市○○町○○番地
　　　○○株式会社

（代表者の名称）
第６条　当共同体は、○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）
第７条　当共同体の代表者は、当該工事の履行に関し、当共同体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の業務分担及び業務分担額）
第８条　各構成員の業務分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。
　工事業務
　　○○株式会社
　設計業務
　　○○株式会社
２　前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）
第９条　当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、当該工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）
第10条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し相互に連携し、それぞれの分担業務について責任を負うものとする。

（取引金融機関）
第11条　当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、同共同体の名称を冠した代表者名義の（共同体名義の）別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）
第12条　構成員はその分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）
第13条　当該工事実施中発生した共通の経費等については、業務分担額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）
第14条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。
２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
３　前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
４　前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）
第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退）
第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当共同体が当該工事を完了する日までは脱退することができない。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）
第17条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、発注者と協議するものとする。
２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合責任）
第18条　当共同体が解散した後においても、発注者に引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない契約不適合があったときは、当該契約不適合の原因となる分担業務を実施した構成員がその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）
第19条　本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇〇〇設計工事共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

○○○○設計工事共同体協定書第８条に基づく協定書

○○発注に係る下記工事については、○○○○工事（詳細設計付工事発注方式）設計工事共同体協定書第８条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の金額を次のとおり定める。

記

１　工事の名称　　○○○○工事（詳細設計付工事発注方式）
２　分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）
　　工事業務　　○○株式会社　　○○円
　　設計業務　　○○株式会社　　○○円

○○○○株式会社外○社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

元号○○年○○月○○日

○○○○設計工事共同体
代表者　○○○○株式会社
代表取締役　○○○○　印
○○○株式会社
代表取締役　○○○○　印

様式第３

委　　任　　状

〇〇年〇〇月〇〇日

愛知県公営企業管理者
企業庁長　　殿

共同体の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　在　地
構成員　商号又は名称
代 表 者 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　在　地
構成員　商号又は名称
代 表 者 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は〇〇〇〇〇〇〇工事（詳細設計付工事発注方式）について〇〇〇〇〇を代理人と定め、当該工事が完了するまで下記の権限を委任します。ただし、保証金又は保証物及び支払金の請求、領収については、期間後もなお効力を有するものであります。

記

１　見積り及び入札に関すること。
２　契約書類に関すること。
３　保証金又は保証物の納付並びに還付の請求及び領収に関すること。
４　支払金の請求及び領収に関すること。
５　支払期日のきた利札の請求及び領収に関すること。